

<お知らせ> 運営指導に関する通知について

令和7年度から、運営指導に関する通知をメールで送るようになります！

事務の簡素化及びペーパーレス化の推進のため、
これまで文書で送付していた通知をメールで送付します



運営指導に関する通知

(1) 実施通知

運営指導実施の1ヶ月～1ヶ月半程度前に送ります。
実施日時や事前提出資料の提出について記載してあります。
※事前提出資料の提出締切は、実施日の2週間前としています

(2) 結果通知

運営指導を実施した後に送ります。
改善を要する事項や助言を記載してあります。

送付方法

指定の所管課（介護保険課又は地域包括ケア推進課）で把握しているメールアドレスに、福祉政策課から送付します。

※お願い※

メールアドレスが変更となる場合には、忘れず
所管課にお知らせください